

一般社団法人島根県レクリエーション協会正会員規程

この規程は、一般社団法人島根県レクリエーション協会定款（以下「定款」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、正会員の入会及び退会に関する事項について定める。

（入 会）

第1条 新たに一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」という）の正会員になるろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申込書（様式第1号）
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿
- (4) 加盟組織又は支部組織の一覧、もしくは会員名簿
- (5) 当該年度の事業計画及び収支予算書

（義 務）

第2条 正会員は、毎事業年度開始からできるだけ早い時期に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を本会に提出しなければならない。

第3条 正会員は、毎事業年度終了からできるだけ早い時期に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を本会に提出しなければならない。

第4条 正会員は、当該団体の役員並びに規約、規定その他、既に本会に届け出ている事項に変更があった場合には、正会員団体変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

第5条 正会員は、別に定められた会費を納入しなければならない。

（退 会）

第6条 正会員が退会しようとするときは、退会の理由を付して退会届（様式第3号）を提出しなければならない。

（付 則）

この規程は、令和6年5月25日に施行し、令和6年4月1日より適用する。